

第140期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時

開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店9階会議室
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

郵送またはインターネットによる 議決権行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時15分

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。

ご出席される場合には、マスクの持参・着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会ご出席者へのお土産はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

第140期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	3
(株主総会参考書類)	
<会社提案>	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	16
<株主提案>	
第5号議案 剰余金の配当の件	22
(添付書類)	
事業報告	25
計算書類	50
連結計算書類	52
監査報告書	54
株主総会会場ご案内略図	

株主各位

証券コード 8345
2022年5月31日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩手銀行**

取締役頭取 **田口 幸雄**

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第140期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めてご検討いただき、**可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます**。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時
2 場 所	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
3 株主総会の 目的事項	報告事項 1.第140期（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第140期（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項<会社提案> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 <株主提案> 第5号議案 剰余金の配当の件

第5号議案は株主さまからのご提案であり、当行取締役会としては本議案に**反対**いたします。

4 議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類5頁～24頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

郵送による議決権行使



行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように郵送ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時15分送信分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また紙資源節約のため、「第140期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

[複数回にわたり行使された場合の取扱い]

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

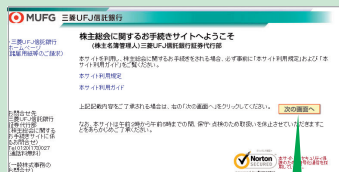
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ（<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

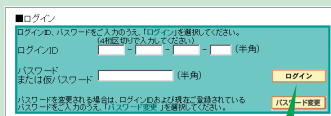
パソコンによる議決権行使 議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



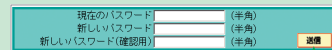
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書副票(右側)

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通話料等は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
☎ 0120-173-027 (受付時間 午前9時~午後9時 通話料無料)

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主さまからご提案された議案）の決議を行います。

第5号議案「剰余金の配当の件」は株主提案であり、当行取締役会としては、本議案に**反対**しております。詳細は22頁～24頁をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例

会社提案・当行取締役会の意見に賛成いただける場合

会社提案	議案	原案に対する賛否	
	第1号	賛	否
	第2号	賛	否
	第3号	賛	否
		但し を除く	
第4号	賛	否	
	但し を除く		

株主提案	議案	原案に対する賛否	
	第5号	賛	否

賛成いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「**否**」になりますのでご注意ください。

当行取締役会はこちらの立場です。

会社提案・当行取締役会の意見に反対される場合

会社提案	議案	原案に対する賛否	
	第1号	賛	否
	第2号	賛	否
	第3号	賛	否
		但し を除く	
第4号	賛	否	
	但し を除く		

株主提案	議案	原案に対する賛否	
	第5号	賛	否

第5号議案は、株主さま（1名）からのご提案であり、当行取締役会としては本議案に**反対**いたします。

インターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照のうえ、賛否をご入力ください。

- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第3号議案および第4号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

会社提案

第1号議案から第4号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業としての公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としており、株主還元方針において安定配当70円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安としております。この方針のもと、第140期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当につきましては、創立90周年を迎えたことから、普通配当40円に加えて記念配当10円を実施し、1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 50円 (うち、普通配当40円、記念配当10円) これによる配当総額は865,386,800円となります。 年間の配当金は、すでにお支払いしております中間配当金1株につき30円と合わせ、1株につき80円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 3,000,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第3章 株主総会
第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）10名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、取締役候補者は指名・報酬諮問委員会の審議を経て適切に指名されており、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	(男性) た ぐち さち お 田 口 幸 雄 再任	代表取締役頭取	14回/14回 (100%)
2	(男性) いわ やま とおる 岩 山 徹 再任	取締役常務執行役員	11回/11回 (100%)
3	(男性) さ と う もとむ 佐 藤 求 再任	取締役専務執行役員	14回/14回 (100%)
4	(男性) いし かわ けん せい 石 川 健 正 再任	取締役常務執行役員	14回/14回 (100%)
5	(男性) にい さと しん じ 新 里 真 士 再任	取締役常務執行役員	14回/14回 (100%)
6	(男性) きし しん えい 岸 真 英 新任	執行役員 本店営業部長	—
7	(男性) さく ち ふみ ひこ 菊 地 文 彦 新任	出向休職 (manorda いわて株式会社代表取締役)	—
8	(男性) う べ ふみ お 宇 部 文 雄 再任 社外 独立	社外取締役	14回/14回 (100%)
9	(男性) みやの や あつし 宮野谷 篤 再任 社外 独立	社外取締役	14回/14回 (100%)
10	(男性) たか はし ゆたか 高 橋 豊 新任 社外 独立	—	—

(注) 岩山徹氏は、2021年6月23日の取締役就任後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

候補者番号

1

たぐち
田口

さちお
幸雄

(男性)

(1953年9月28日生)

再任

所有する当行株式の数 4,600株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月	当行入行	2009年6月	同	取締役東京営業部長
2003年6月	同 個人営業部長	2010年6月	同	常務取締役
2006年7月	同 執行役員個人営業部長	2013年6月	同	専務取締役
2007年6月	同 執行役員東京営業部長	2014年6月	同	代表取締役頭取 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

2009年6月の取締役就任以来、東京営業部長のほか、審査・営業・市場・企画部門等を統括し、2014年6月からは代表取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

いわやま
岩山

とおる
徹

(男性)

(1965年10月15日生)

再任

所有する当行株式の数 700株

■ 取締役会の出席状況 11回/11回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2015年4月	同	市場金融部副部長
2006年4月	同 仙台営業部長代理	2016年6月	同	市場金融部長
2008年7月	同 大崎支店開設準備委員長	2018年4月	同	執行役員市場金融部長
2008年11月	同 大崎支店長	2019年6月	同	執行役員東京営業部長
2010年4月	同 総合企画部長代理	2020年10月	同	執行役員総合企画部長
2014年4月	同 総合企画部副部長	2021年6月	同	取締役常務執行役員 (現任) (総合企画部長委嘱、総務部担当)

■ 取締役候補者とした理由

市場金融部長、東京営業部長、総合企画部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2021年6月から取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

さとう
佐藤もとむ
求 (男性)
(1961年2月13日生)

再任

所有する当行株式の数 2,800株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2016年6月	同	取締役システム部長
2005年10月	同 緑が丘支店長	2017年7月	同	取締役事務統括部長
2008年10月	同 事務開発部長代理	2018年6月	同	常務取締役
2009年4月	同 事務開発部副部長	2020年6月	同	専務取締役
2011年7月	同 事務開発部長	2021年6月	同	取締役専務執行役員 (現任)
2013年4月	同 システム部長			(統括補佐、人事部・秘書室・DX Lab 担当)
2015年7月	同 執行役員システム部長			

■ 取締役候補者とした理由

緑が丘支店長、事務開発部長、システム部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2016年6月から取締役に務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

いしかわ
石川 健正 (男性)
(1961年5月27日生)

再任

所有する当行株式の数 1,300株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2013年4月	同	市場金融部長
2003年11月	同 日高支店長	2016年6月	同	東京営業部長
2005年6月	同 市場金融部主任調査役	2016年7月	同	執行役員東京営業部長
2006年2月	同 市場金融部長代理	2019年6月	同	常務取締役
2009年6月	同 市場金融部副部長	2021年6月	同	取締役常務執行役員 (現任)
2010年6月	同 一戸支店長			(審査部・市場金融部担当)

■ 取締役候補者とした理由

一戸支店長、市場金融部長、東京営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2019年6月から取締役に務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者としていたしました。

招集ご通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者番号

5

にいさと しんじ (男性)
新里 真士

(1964年12月9日生)

再任

所有する当行株式の数 900株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2016年 4月	同	リテール戦略部長
2006年 4月	同 個人営業部主任調査役	2018年 4月	同	執行役員リテール戦略部長
2008年 4月	同 個人営業部営業推進役	2020年 6月	同	常務取締役
2009年10月	同 総合企画部長代理	2021年 6月	同	取締役常務執行役員 (現任)
2013年 4月	同 大槌支店長			(法人戦略部・リテール戦略部担当)

■ 取締役候補者とした理由

大槌支店長、リテール戦略部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2020年6月から取締役に務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

きし しんえい (男性)
岸 真英

(1964年8月13日生)

新任

所有する当行株式の数 500株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当行入行	2012年10月	同	審査部審査役
2006年10月	同 東京支店副支店長	2017年 4月	同	審査部長
2007年 4月	同 東京営業部長代理	2019年 7月	同	執行役員本店営業部長 (現任)
2009年 4月	同 巣子支店長			

■ 取締役候補者とした理由

巣子支店長、審査部長、本店営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2019年7月から執行役員を務めており、これまでの実績を踏まえ、当行の経営を担うに相応しい人材であると判断し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

きくち ふみひこ (男性)
菊地 文彦

(1965年12月18日生)

新任

所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 4月	当行入行	2016年10月	同 平舘支店長
2007年10月	同 総合企画部主任調査役	2018年10月	同 総合企画部付部長
2011年 7月	同 総合企画部長代理	2020年 4月	同 出向休職
2015年 4月	同 総合企画部副部长		manordaいわて株式会社 代表取締役 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

平舘支店長、総合企画部付部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2020年4月からは、設立から携わったmanordaいわて株式会社(銀行業高度化等会社)の代表取締役を務めており、これまでの実績を踏まえ、当行の経営を担うに相応しい人材であると判断し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

うべ ふみお (男性)
宇部 文雄

(1948年5月13日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当行株式の数 1,500株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4月	東北電力株式会社入社	2012年 6月	同 退任
2005年 6月	同 執行役員秘書室長	2012年 7月	一般社団法人東北経済連合会副会長
2007年 6月	同 上席執行役員東京支社長	2013年 6月	当行取締役 (現任)
2009年 6月	同 常務取締役支店統轄	2015年 6月	東北生産性本部会長
2010年 6月	同 取締役副社長		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2012年6月まで東北電力株式会社の取締役副社長を務めたほか、一般社団法人東北経済連合会副会長、東北生産性本部会長等を歴任しております。元企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会で積極的に所感・意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

招集ご通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	日本銀行入行	2018年6月	株式会社N T T データ経営研究所 取締役会長 (現任)
2008年5月	同 政策委員会室秘書役	2019年6月	ダイビル株式会社取締役 (現任)
2010年5月	同 金融機構局長	2020年6月	当行取締役 (現任)
2013年3月	同 名古屋支店長	2021年6月	日本貸金業協会公益理事 (現任)
2014年5月	同 理事大阪支店長	(重要な兼職の状況)	
2017年3月	同 理事 (金融機構局・発券局・ 情報サービス局担当)	株式会社N T T データ経営研究所取締役会長	
2018年5月	同 退任	ダイビル株式会社取締役 日本貸金業協会公益理事	

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2018年5月まで日本銀行の理事を務め、現在は株式会社N T T データ経営研究所の取締役会長であるほか、ダイビル株式会社の取締役、日本貸金業協会公益理事を務めております。金融政策に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会で積極的に所感・意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1970年3月	株式会社クボタ入社	2017年6月	特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会理事長（現任）
1974年1月	高源機械株式会社入社	2018年6月	花巻商工会議所会頭（現任）
1985年1月	同 代表取締役社長	2018年8月	学校法人花巻東高等学校理事（現任）
1985年2月	高源電機株式会社代表取締役社長（現任）	2021年1月	株式会社みちのくクボタ代表取締役会長（現任）
1999年2月	高源興業株式会社代表取締役社長		
2008年9月	株式会社岩手クボタ代表取締役社長		
2003年5月	岩手県農業機械公正取引協議会会長（現任）		
2012年1月	株式会社みちのくクボタ代表取締役社長		
2012年2月	高源興業株式会社取締役会長（現任）		
2014年5月	農業機械公正取引協議会副会長（現任）		

(重要な兼職の状況)

株式会社みちのくクボタ代表取締役会長
高源電機株式会社代表取締役社長
高源興業株式会社取締役会長
花巻商工会議所会頭
特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会理事長
学校法人花巻東高等学校理事

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社みちのくクボタなどの企業において長年にわたり代表取締役を務められているほか、花巻商工会議所会頭をはじめ業界団体の要職を務められております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、新任の社外取締役候補者といたしました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宇部文雄氏、宮野谷篤氏、高橋豊氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、宇部文雄氏、宮野谷篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、高橋豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 宇部文雄氏、宮野谷篤氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 宇部文雄氏 9年
宮野谷篤氏 2年
4. 宇部文雄氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。当行と東北電力株式会社の間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高および貸出金残高は、当行の総預金残高および総資産残高のそれぞれ1%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
5. 宮野谷篤氏が取締役会長を務める株式会社NTTデータ経営研究所と当行の間には、取引関係はありません。
6. 高橋豊氏は、当行の取引先である株式会社みちのくクボタの代表取締役会長、高源電機株式会社の代表取締役社長、高源興業株式会社の取締役会長を務めております。当行と3社の間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高および貸出金残高は、当行の総預金残高および総資産残高のそれぞれ1%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 当行は、社外取締役候補者宇部文雄氏、宮野谷篤氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、高橋豊氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中で同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の 出席状況	監査等 委員会の 出席状況
1	(男性) ち ば ゆう し 嗣 千 葉 祐 嗣 再任	取締役 常勤監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	(女性) すが わら えつ こ 菅 原 悦 子 再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	(男性) わた なべ まさ かず 渡 辺 正 和 再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	13回/14回 (92%)	13回/14回 (92%)
4	(女性) まえ だ ち か こ 前 田 千香子 新任 社外 独立	—	—	—

監査等委員である取締役候補者

候補者番号

1

ちば ゆうじ
千葉 祐嗣

(男性)

(1960年5月24日生)

再任

所有する当行株式の数 2,000株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%) ■ 監査等委員会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2016年4月	同	理事監査部長	
2003年4月	同	人事部長代理	2016年7月	同	執行役員監査部長
2007年10月	同	金ヶ崎支店長	2017年6月	同	常勤監査役
2010年4月	同	事務管理部副部長	2018年6月	同	取締役監査等委員 (現任)
2013年4月	同	監査部長			

■ 取締役候補者とした理由

2013年以降、4年間にわたって監査部長を務め、2017年6月からは常勤監査役、2018年6月からは取締役監査等委員を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

すが わら えつ こ
菅原 悦子

(女性)

(1953年5月20日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当行株式の数 0株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%) ■ 監査等委員会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月	岩手大学教育学部助手	2010年4月	同	副学長	
1989年4月	同	講師	2015年3月	同	理事・副学長
1993年4月	同	助教授	2018年6月	同	当行取締役監査等委員 (現任)
1999年4月	同	教授	2019年3月	同	岩手大学 理事・副学長退任

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国立大学法人岩手大学の教授・理事・副学長の重職を歴任され、また男女共同参画社会の機運醸成・推進に貢献されてこられました。学識経験者として専門的知識や幅広い見識を、当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

候補者番号

3

わた なべ まさ かず (男性)
渡辺 正和

(1969年7月17日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当行株式の数 400株

■ 取締役会の出席状況 13回/14回 (92%) ■ 監査等委員会の出席状況 13回/14回 (92%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年4月	日本弁護士連合会登録	2016年10月	盛岡家庭裁判所家事調停委員
1999年4月	渡辺正和法律事務所開設 (現任)	2020年6月	当行取締役監査等委員 (現任)
2012年4月	岩手弁護士会会長	(重要な兼職の状況)	
2012年4月	日本弁護士連合会理事	弁護士	

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、実績を有しております。法律を中心とする幅広い知識や見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

候補者番号

4

まえ だ ち か こ (女性)
前田 千香子

(1966年3月10日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	岩手県庁入庁	2017年8月	特定非営利活動法人善隣館副理事長
2003年5月	焙茶工房しゃおしゃん開業 (現任)	(現任)	
2017年3月	通訳案内士 (中国語) 登録 (現任)	(重要な兼職の状況)	
特定非営利活動法人善隣館副理事長			

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩手県職員として勤められた後、個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した幅広い活動をしております。豊富な経験と幅広い見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

招集ご通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅原悦子氏、渡辺正和氏、前田千香子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、菅原悦子氏、渡辺正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、前田千香子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 菅原悦子氏、渡辺正和氏の当行の社外取締役監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 菅原悦子氏 4年
渡辺正和氏 2年
4. 菅原悦子氏は、当行の取引先である国立大学法人岩手大学の出身者であります。当行と国立大学法人岩手大学との間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出金残高はございません。また、当行は2017年12月に同大学法人と共同で運営する「事業所内保育所」の新築工事に際し、その建築資金を用途とする2,000万円の寄付を行っておりますが、このほかに多額の寄付や恒常的に寄付を行っている実績なく、当行からの寄付等は過去3年平均で年間1,000万円未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
5. 渡辺正和氏は、2020年5月まで当行の顧問弁護士の一人名でしたが、顧問弁護士であった期間における最終3年間の平均報酬額は年間1,000万円未満であり、当行の定める「社外役員の独立性判断基準」における独立性を満たしております。また、同氏の間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出金残高はございません。したがって、独立性は十分に確保されております。
6. 前田千香子氏は、当行の取引先である特定非営利活動法人善隣館の副理事長であります。当行と特定非営利活動法人善隣館の間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出金残高はございません。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 当行は、社外取締役候補者菅原悦子氏、渡辺正和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことよって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、前田千香子氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものとしたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1. から6. に該当する者
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

（融資取引）当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合

（預金取引）当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合

取締役のスキル・マトリックス

・取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）が経験を有する分野および当社が監査等委員である取締役（候補者含む）に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

〈社内取締役・監査等委員〉

氏名	当社における予定の地位	スキル区分						
		経営戦略	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム・IT
田口幸雄	代表取締役会長	○	○	○	○			
岩山徹	代表取締役頭取	○			○		○	
佐藤求	取締役専務執行役員	○	○	○				○
石川健正	取締役常務執行役員	○				○	○	
新里真士	取締役常務執行役員	○			○			
岸真英	取締役常務執行役員	○			○	○		
菊地文彦	取締役常務執行役員	○			○			
千葉祐嗣	取締役監査等委員		○					
藤澤秀一	取締役監査等委員		○					

〈社外取締役・監査等委員〉

氏名	当社における予定の地位	スキル区分			
		企業経営	金融	法務	専門領域
宇部文雄	取締役	○			○ エネルギー全般
宮野谷篤	取締役	○	○		
高橋豊	取締役	○			○ 地域経済
菅原悦子	取締役監査等委員				○ ダイバーシティ
渡辺正和	取締役監査等委員			○	
前田千香子	取締役監査等委員				○ ダイバーシティ

- ・上記一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではございません。また各人の有するスキルのうち主なものの最大4つに○を付けております。
- ・監査等委員は最も期待する項目一つに○を付けております。

第5号議案 剰余金の配当の件（株主提案）

第5号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主さま(1名)の議決権の数は、8,381個であります。

「議案の要領」および「提案の理由の概要」は、提案株主さまから提出された本株主提案に係る書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

■ 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、株主さま（1名）からご提案をいただき、上記を踏まえた検討の結果、提出された本株主提案に係る書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

1. 議案の要領

(1) 議題1：剰余金の配当の件

特別配当として下記のとおり配当すること。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第140回定時株主総会において可決された当社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり76円を配当する。議題1に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2022年3月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

第140回定時株主総会の開催日の翌日。

2. 提案の理由の概要

会社は、配当方針として当社の純利益のうち、当社のコア事業に直接関連しないもの（具体的には当社が保有株式に関し受け取る配当金）の100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額を株主に分配するべきである。

当該方針を採用したとした場合、当社はコアの融資・銀行業務から発生する利益の50%を保持することができる。また、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能である。

今回提案する特別配当の実施は、当社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当社が、様々な技術の変化に備え、顧客に対するサービスの提供、岩手県のステークホルダーに対する義務の遂行を損ねるものでもない。

第5号議案に対する当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行は、1932年5月の創業以来、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」という2つの経営理念を堅持しておりますが、この経営理念は、地域と一体の銀行であり続けるとともに、健全な経営により地域に対して金融機関としての責務を全うし続けるとの当行の決意を象徴化したものです。

当行は、この2つの経営理念のもと、銀行業としての公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としており、かかる基本方針を踏まえて、

- ① 安定配当70円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安とする
- ② 市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施するとの株主還元方針を策定し、2022年3月24日に公表いたしました。

当行は、この株主還元方針のもと、同日、2022年3月期の年間配当金を、従前の配当予想から1株当たり20円増配となる1株当たり80円（普通配当70円、記念配当10円）とすることをあわせて公表しております（これにより、2022年3月期の配当性向は33.9%となります）。また、当行では、2022年3月期において、総額478百万円となる自己株式の取得も実施いたしました。当行では、こうした株主還元の取り組みを継続しつつ、DX分野への投資やESGにかかる投資などに向け内部留保の充実も図りながら、中長期的な企業価値の向上を実現することが株主のみなさまへの最大の還元となるものと認識しております。

本議案では、上記の1株当たり80円の配当に加えて76円の特別配当の実施を要求しております。この剰余金配当の要求は、銀行業としての公共性と経営の健全性確保を考慮しない、短期的な視点に立脚したものであると捉えざるを得ず、地域金融機関としての責務を全うすることに悪影響を与えるものであり、結果として中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

以上の理由により、当行取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

第140期（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

2021年度の国内経済については、年度前半は新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言などから経済活動が抑制され、力強さに欠ける展開となりました。年度後半に入ってから、緊急事態宣言などが解除となったことから個人消費を中心に回復の動きとなり、輸出やデジタル化への投資など企業収益にも明るさがみられたものの、オミクロン株を主因として年明け以降再び感染が急拡大し、行動の自粛などを通して経済の下押し圧力が強まる状況となっています。このように一進一退の動きが続き、改めて感染拡大の抑制と経済活動活発化の両立の難しさが認識されました。また、2月にはロシアによるウクライナ侵攻が始まり、国内経済においても先行きに不透明感が強まった一年となりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の状況については、住宅投資が増加基調で推移し、雇用情勢も堅調に推移しましたが、公共投資は前年の反動から低調に推移し、設備投資も非製造業は前年を上回りましたが全体では前年割れとなりました。また、個人消費は小売業を中心に堅調な推移をしたものの半導体不足などの影響から乗用車販売台数はマイナスが継続するなど持ち直しの動きに足踏み感が見られ、県内経済全体としては持ち直しの動きが弱まる展開となりました。

金融市場においては、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により、長短金利の水準は概ねゼロ％程度で推移しました。当年度末における短期金利（無担保コール翌日物）は△0.020％、長期金利（新発10年国債）は0.210％となりました。

③ 事業の経過および成果

当事業年度は、2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～To the Next～」の3年目にあたります。中期経営計画では前半2年間で「収益構造の改革・体制の再構築」と「新事業・デジタル分野等への積極投資」に取り組み、後半2年間でこの取組成果を発現させる期間と位置付けており、これまで進めてきた経営体質強化や事業基盤整備への取組みを、収益に結びつけていく期間に入り、銀行・リース・カード・コンサルティング・地域商社などで構成される「いわぎん総合金融グループ」として連携と協働を進め、その成果が徐々に表れてきています。2021年度はお取引先企業の業績の改善や向上に向けた各種支援のほか、個人のお客さまに対しては安定的な資産形成や利便性向上に資する商品・サービスの提供などを通じて地域の皆さまが抱える課題の解決に注力しました。また、地域の次世代を支える新たな産業の育成・振興を支援するとともに、持続可能な地域社会の実現に向けた取組みを強化しました。

○新型コロナウイルスの影響拡大・長期化に伴う対応

新型コロナウイルスの拡大により事業継続に影響を受けているお取引先を支援するため、2020年2月から全店に経営相談窓口を設置したほか、同年3月には本部組織を横断した「地域支援チーム」を組成し、支援体制を強化しました。新型コロナウイルスの影響が長引く中で、事業性理解の取組みを基盤とし、お取引先の実態を把握したうえで、どの支援局面（①資金繰り支援、②本業支援、③経営改善支援、④金融支援）にあるのかを見極め、その局面に応じた支援を迅速かつ適切に行っています。また、業態転換やリブランディングなどの取組みは、お取引先の未知なる領域への挑戦であり、専門的知見を持った支援が必要となることから、コンサルティング専門子会社である「いわぎんコンサルティング株式会社」（2022年4月1日付で「いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社」に社名変更）による再成長・M&A支援や、地域商社である「manordaいわて株式会社」によるブランディング支援など、グループ連携のうえ、取り組んでいます。

2021年度は、影響を受けているお取引先の資金繰り支援を継続するとともに、ウィズコロナを見据えた販路拡大や事業継続に向けた支援などの本業支援を重視した活動を行いました。資金繰り支援について、事業継続に向けた取組みとして、日本政策金融公庫と連携し、資本金ローンを活用した協調融資スキームを2020年11月に創設、創設以前の協調を含めて31先へ対応し、財務体質の強化をサポートしております。

本業支援に向けた対応としては、お取引先の販路拡大や業務効率化などの経営課題を解決するツールとして、経営支援プラットフォーム「いわぎん Big Advance」の取扱を開始しました。同時に、本プラットフォームのパートナー企業として参画することで、全国の会員向けに情報を発信することができ、地域経済や産業振興の活性化が期待できることから、盛岡市や洋野町など市町村との連携も実施しました。

コロナ禍においては非対面取引が増加していることを踏まえ、ECサイトへの参入や活用事例を紹介するオンラインセミナーとして「いわてECセミナー」をシリーズ化して開催し、EC（電子商取引）の重要性やネットショップの開設支援などお取引先のデジタル化を後押ししたほか、事業再構築補助金や業務効率化、人材採用戦略などをテーマとしたオンラインセミナーを開催し、お取引先の事業継続を支援しました。

○地域の経済活性化・地方創生への取組み

<経営支援>

当行は、企業の事業内容や成長可能性を的確に把握し、ライフステージに応じた経営課題への解決策を提案する事業性理解の取組みにより、地域のお取引先企業との関係性強化に努めています。事業性理解の取組みを通じて地域金融機関の本来的使命である地域への円滑かつ安定的な資金供給に積極的に取り組んでいるほか、関連会社であるいわぎん事業創造キャピタルと共同で組成したファンドを通じて岩手の産業活性化に挑戦するベンチャー企業等の資金調達を支援しています。

また、販路の開拓・拡大、輸出などの海外展開の支援として、毎年各種商談会を実施していますが、2021年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン商談会を中心に実施しました。北東北三行（当行、青森銀行、秋田銀行）の共同により「Netbix 地場産品Web商談会」を開催したほか、全国の地方銀行が主催する「地方銀行フードセレクション2021」に参画し、対面だけでなくオンラインやデータベースによる商談会を実施しました。このほか、「いわて食の大商談会2021」は感染対策を講じて対面形式で実施しました。

※Netbix…Network For Business Information Exchange（ビジネス情報交換ネットワーク）の略称。当行、青森銀行、秋田銀行の北東北三行が、相互の支店網や情報収集力を活かして法人のお客さまに対するサービス向上を図るため、2003年4月に発足した連携組織。

<産業育成・振興>

岩手県内では、企業の解散・廃業件数が高止まりしていることに加え、進学・就職期にあたる若者の県外流出が増加傾向にあります。当行では、これらの課題に対し地域の産業や雇用を守るための事業承継やM&Aニーズへ積極的に取り組むとともに、「リエゾンーI 研究開発事業化育成資金」の贈呈事業などにより、地域に新たな雇用を創出する起業・創業を後押ししています。2021年度は7社に計10百万円の事業化育成資金を贈呈、2022年3月末までの贈呈実績は延べ134件1億79百万円となりました。

また、中小企業の抱える課題に対し、効果的な経営支援を展開することで企業の持続的発展に貢献していくため、県内外の商工会議所と経営支援にかかる連携協定を締結しました。

<社会貢献>

金融教育活動として、将来を担う若い世代の金融リテラシー向上を応援しており、小学生から大学生までを対象とした出前授業や寄付講座などを実施しています。自然保護活動としては、当行では二戸市内に漆の林（愛称：「いわぎん漆の郷」）を所有して、漆の苗木の植栽や保全を行うなど、地域ブランドを守る・育てる活動を続けています。

また、国の重要文化財に指定されている「岩手銀行赤レンガ館」の公開など、地域の賑わい創出や文化振興に資する活動のほか、プロスポーツチームへの協賛や運動施設のネーミングライツ取得などにより、スポーツ振興も応援しています。

○持続可能な地域社会の実現に向けた取り組み

当行は2019年9月に持続可能な社会の実現のため国際社会全体で取り組むべき目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）の趣旨に賛同し、その達成に一層貢献していくことを目的として「いわぎんグループSDGs宣言」を策定し、様々な観点で取り組んでいくこととしています。

2017年2月より、いわぎん「みらい応援私募債」（寄付型CSR私募債）を引き受け、当行が受取る私募債発行手数料の一部を寄付金として拠出し、私募債発行企業が指定する学校等に対して書籍やスポーツ用品等の寄贈を行っていましたが、2021年4月からは「いわぎんSDGs私募債」（寄付貢献型私募債）としてリニューアルし、地域のSDGs達成に積極的に取り組む団体等への寄贈にも対応できる設計としました。2021年度の「いわぎんSDGs私募債」の引受実績は59社42.9億円となりました。

2022年3月で東日本大震災から11年が経過しましたが、当行では地域のお取引先企業の大規模地震リスク対策として、震災時元本免除特約付き融資「バックアップ・プラン」を取り扱い、発生自体を避けることができない震災への対策を支援しています。なお、「バックアップ・プラン」の実行累計は2021年度末で43件、約34億円となっています。

このほか、法人向けローンでは、貸出金利収入の一部を岩手県が推進する事業に寄付する法人向けローン「いわぎん寄付型ローン『エールいわて』」を取り扱い、ご利用いただいたお客さまのご厚意を岩手県にお届けすることで地域の発展につながる事業を支援するとともに、その効果がお客さまに還元される好循環を創出しています。なお、2021年度末において本商品をご利用いただいた115社のご厚意を岩手県にお届けしています。

また、お客さまのSDGs達成に向けた取り組みもサポートしています。2021年10月、「SDGs評価・宣言サポートサービス」の取扱を開始し、お客さまの取り組みを評価し、結果をレポートとして還元するほか、お客さま独自の「SDGs宣言」策定も支援しています。

当行では、2021年10月、SDGsへの取り組みの一環として、サステナブル素材と障がいのある作家が描いたアート作品が融合した消毒液を導入しました。廃棄物を資源に活かすと同時に、消毒液をバイオマス由来へ変更するだけでなく、導入費用の一部が障が

いのある作家に還元されるという循環型社会促進にも貢献するものです。

○カーボンニュートラルに向けた取組み

当行はSDGs宣言を活用し、CSRやCSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）、ESGの取組みを通じて、カーボンニュートラルに向けた気候変動問題への対応にも取り組んでおり、2021年8月、TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しました。今後、気候変動に関する情報開示を行っていきます。

当行独自の取組みとしては、一部店舗において、地域新電力が提供する再生可能エネルギーへ切替を実施しており、今後、太陽光発電システムを店舗屋根に設置し、自家消費も併用して進めていきます。

再生可能エネルギー向けのファイナンスも積極的に行っており、2022年3月末の再生可能エネルギー向け融資残高は555億円となっています。

岩手県では、地域特性を活かした脱炭素社会達成に向け、Jクレジットの取組みを推進しており、当行はその取組みを後押しすべく、Jクレジット販売に関するパートナー契約を締結しました。2021年9月の契約以降、96件1,021トンを仲介しています。なお、本件に先駆けて実施した一関市とのパートナー契約では、在庫の9割を当行が仲介し、およそ3か月で完売しました。

このほか、お取引企業の脱炭素をサポートするビジネスマッチングやサービスも展開しています。工場の屋根などを利用した自家消費型太陽光発電システムを取り扱う企業とのビジネスマッチングを用意しているほか、2022年2月には、お客さまが二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を測定・可視化することが可能となるサービスを導入しました。

○デジタル化への取組み

当行では、急速に進展するデジタル化に対し、お客さまの利便性向上と業務効率化への支援強化を目的として、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しています。

<DX Lab>

2021年2月に新設した「DX Lab」は、DX推進の専担部署として本部各部と連携し、様々な施策に取り組んでいます。2021年4月には、デジタル接点の強化を目的としてホームページの全面リニューアルを実施したほか、お客さまとのデジタルを介した接点が増加していることを踏まえ、公式デジタル専用キャラクター「いわぷう」を採用しました。また、デジタルテクノロジーを用いたサービスやアイデア等を募集するビジネスコンテスト「X-Tech Innovation 2021」へ参画しました。

<商品やサービス>

2021年4月、マイカーローンの商品改定と同時に、Web完結サービスを導入し、仮審査・正式申込ともに24時間365日、Web上で申込が可能となりました。契約も専用Webページで行うことから、申込から契約までお客さまの来店が不要となります。2021年度はコロナ禍の影響もあり、実行に占めるWeb申込割合は90%以上となっております。6月には、投信口座Web開設申込サービスの取扱を開始しました。投資信託のお申込みや換金などは以前からWeb対応していましたが、本サービスの導入により、投資信託については口座開設から申込、換金まで来店不要となりました。

さらに、2022年1月には「いわぎんアプリ」のリニューアルを実施しました。インターネットバンキングとの連携を可能とし、残高・明細照会機能を拡充させるとともに、お客さま自身で貯蓄目的や目標額を設定し、計画的に貯蓄ができる新機能を追加しました。これらの機能拡充に関連し、アプリ間送金サービス「オクロット！」の送金手数料を無料としました。

<電子契約実証実験>

ペーパーレス、押印レス、非対面ビジネスへの社会的ニーズに対応するため、株式会社フィッティング・ハブと、日本アイ・ビー・エム株式会社、日本電気株式会社が提供する電子契約実証実験環境において、マイナンバーカードとスマートフォンによる電子契約の実証実験を行っています。

○コストマネジメント

収益体質強化の一環として、コスト構造の再構築を目的に「コスト構造改革」活動をグループ全体で推進しており、いわぎんビジネスサービス株式会社の清算やいわぎんコンサルティング株式会社へのシンクタンク機能追加などグループ会社の再構築や拠点の集約に取り組んだほか、遊休施設の見直しや行内メール便の便数見直しなどを実施しました。

○店舗・ATM施策

店舗は昨今の住宅ローンを取り巻く環境へ適応するため、ローン専門拠点であるローンプラザ4店舗の再編を行いました。一般店舗と同一建物内へ移転しローンプラザを併設化したほか、同一地域内に複数あった専門拠点を集約することで効率的な営業体制を構築しました。また、デジタル化進展に伴う来店客減少などを背景に、店頭業務体制見直しと生産性向上による質の高いサービス提供を目的として、29カ店に昼時間休業を導入しました。

ATMは利用状況やコストとのバランスを考慮しつつ、最適配置に努め、店舗内・店舗外あわせて26カ所の削減を実施しました。

なお、新型コロナウイルスの影響下においても安定した金融サービスを提供するため、本部および一部営業店において、スプリットオペレーションやテレワークを実施し、感

染防止対策と業務継続を両立した店舗運営を行っています。

(主要勘定および損益の状況)

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

○預金等

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が増加したことから、前期末比285億円増加し、期末残高は3兆4,530億円となりました。

また、預り資産は、投資信託や保険の残高が増加したことから、前期末比242億円増加し、期末残高は3,386億円となりました。

○貸出金

貸出金は、中小企業向け貸出が減少したものの、個人向け貸出や地方公共団体向け貸出が増加したことから、前期末比457億円増加し、期末残高は1兆9,500億円となりました。

○有価証券

有価証券は、地方債等の残高が減少したことから、前期末比379億円減少し、期末残高は1兆1,530億円となりました。

○損益の状況

経常収益は、預り資産関連手数料などの役務取引等収益が増加したものの、有価証券利息配当金などの資金運用収益や株式等売却益などのその他経常収益が減少したことにより、前期比10億85百万円減収の391億24百万円となりました。

経常費用は、株式等売却損などの有価証券関係損失が増加した一方で、営業経費や、貸倒引当金繰入額が減少したことから、前期比36億64百万円減少の309億99百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比25億79百万円増益の81億24百万円、当期純利益は同24億2百万円増益の49億34百万円となりました。

④ 対処すべき課題

当行は、中期経営計画の最終目標達成に向けて、確立した事業基盤と新たな事業領域への取組みを確実に成果に結びつける期間にありますが、昨今の取り巻く環境は変化が非常に大きく、数年後の予想も困難となっております。これから起こりうる変化に対応していくためには、収益基盤をさらに強化していく必要があり、次の取組みを特に強化しています。

○持続可能な収益体質の確立

<業務改革>

当行では2017年10月から、経営体質強化プロジェクトとして本部および営業店のB P R、店舗再編を中心とした経営体質の強化に向けた取組みを進めています。本部および営業店のB P Rは業務内容に応じて人員を適正化させ、人員の再配置を行うものです。B P Rや店舗再編、コスト構造改革など本プロジェクトが目指すところは、業務の効率性と生産性を向上させて営業人員を創出することによってお客さまとの接点を増やし、収益力を強化する、同時にコスト構造の最適化を図り、将来的にいかなる環境にあっても地域を支え得る経営体質の構築です。

現在は、この取組みを高度化させるため、銀行業務を区分し、業務毎に収益分析を行ったうえで、収益改善を目的とした業務改革に取り組んでいます。特に、「事業性理解に基づく法人営業業務」を将来的な収益増強分野と位置付け、優先的に人員を配置していきます。

<業務効率化>

個人ローンと店頭業務はWeb完結型やタブレットの導入などのデジタル化を進めると同時に、営業店で対応している債権管理や多様な業務を本部へ集中化させていきます。また、預り資産業務は統括店へ営業人員を集約させることで、効率的な運営体制を目指します。

<秋田銀行とのアライアンス>

2021年10月、当行と秋田銀行は包括業務提携（アライアンス）の合意を発表しました。両行ではこれまでもNetbixなどにより多角的に協業を進め、協力関係を築いてきましたが、それぞれの地域の発展に向け、規制緩和を積極的に受け入れ、今後対応すべき新たな分野においてノウハウを共有、蓄積するなど、相互の営業基盤・経営資源を最大限に活用することを検討してきました。その結果、現在の協力関係を深化させる本アライアンスが、経営の独立性および健全な競争関係を維持しつつ、トップライン収益の拡大・バック業務の共同化等によるコスト削減において、さらなるシナジー効果の

発揮に寄与し、それぞれが目標とする金融グループ像の実現に資するとの結論に至りました。現在、7つの分科会（①コーポレート・地方創生、②事務・システム、③コスト構造改革、④DX、⑤リテール営業、⑥審査管理、⑦地域商社）が主力となり、具体的施策の協議や検討を重ねており、定量効果や目標などを設定のうえ取り組んでいきます。

○デジタル分野等への積極的投資

当行ではお客さま志向のデジタル環境の構築を目指し、引き続き①デジタル接点強化、②オムニチャネル、③データ利活用、④職員の営業活動支援などへの取組みを進めています。

また、Web完結ローン商品のさらなる拡大や預り資産におけるマス層へのPR、スマート通帳の利用促進など各方面でデジタル化へ取組み、積極的な投資を行っています。

○職員一人ひとりが活躍できる態勢の整備および人材の育成

職員一人ひとりが活躍できる環境の整備に関しては、職員が自律的、効率的に労働時間を配分することにより、生産性向上や労働時間の削減、育児・介護・通院など「仕事と生活の調和」をより一層促進することを目的として、2020年4月からフレックスタイム制度を導入しています。また、自由闊達で風通しのよい組織風土を醸成し、より一層柔軟な発想を生み出すことなどを目的として、2021年4月からはTPOにふさわしく、清潔かつ機能的で業務遂行にふさわしい服装にて営業する「就業時における服装の多様化」を実施しています。さらに、当行ではダイバーシティ&インクルージョンの取組みを推進しており、2022年度より目指す姿として「行員一人ひとりが安心して成長と活躍が出来る組織づくり」、2030年度まで推進するKPIとして「役席者の新規登用女性割合40%以上（2025年度以降）」、「男性行員の育児休業等取得率80%以上」の2項目を設定しています。その取組みを本格化させることで、今後誰もが多様なキャリアや働き方で活躍できる組織づくりを進めていきます。

人材の育成に関しては、当行の将来を担う若手行員の育成と定着化が極めて重要な課題と捉えています。近年は業務が多様化してきているほか、お客さまのライフプランニングやコンサルティング、フィンテックなど、より深い専門知識やノウハウを兼ね備えた人材が必要となってきたことから、専門人材向けのキャリアデザインに関する検討も行っています。また、専門的な知識の習得と活用を目指し、若手行員のグループ会社への出向を積極的に進めており、グループ会社において、銀行業務にとどまらない幅広い業務の経験を積むことにより、視野の拡大と知識の高度化を目指しています。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	2,957,423	2,968,721	3,205,789	3,165,252
定期性預金	1,067,209	1,022,725	1,013,726	978,498
その他	1,890,214	1,945,995	2,192,062	2,186,753
貸 出 金	1,799,308	1,820,361	1,904,305	1,950,020
個人向け	416,042	439,591	472,991	504,145
中小企業向け	591,729	621,596	688,979	671,938
その他	791,536	759,172	742,333	773,936
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,221,926	1,203,099	1,191,039	1,153,075
国 債	239,026	210,187	182,535	184,567
地 方 債	342,427	375,118	356,571	325,479
その他	640,472	617,793	651,932	643,028
総 資 産	3,507,706	3,485,152	3,838,835	3,918,950
内 国 為 替 取 扱 高	18,557,253	18,207,081	18,019,943	17,888,619
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 231	百万ドル 275	百万ドル 245	百万ドル 297
経 常 利 益	6,418	5,250	5,545	8,124
当 期 純 利 益	4,469	3,810	2,532	4,934
1株当たり当期純利益	円 銭 249 48	円 銭 213 97	円 銭 143 95	円 銭 282 14

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	48,520	45,244	45,318	44,279
経常利益	6,329	5,320	6,156	7,768
親会社株主に帰属する当期純利益	4,186	3,784	2,896	4,126
包括利益	△1,221	△11,286	15,271	△6,577
純資産額	200,944	187,456	201,631	193,564
総資産	3,509,420	3,485,537	3,840,962	3,920,260

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,411人
平均年齢	39年11月
平均勤続年数	17年4月
平均給与月額	351千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
岩手県	91店	(うち出張所2)
宮城県	9店	(-)
青森県	7店	(-)
秋田県	1店	(-)
東京都	1店	(-)
計	109店	(うち出張所2)

(注) 1. 上記の営業店のうち18店については同一建物内において複数店舗が営業する形態(店舗内店舗)となっております。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を176カ所設置しております。

ロ. 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

(注) 次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

当年度中に廃止した店舗外現金自動設備 (24カ所)

後藤野工業団地 (北上市)

陸前高田市役所 (陸前高田市)

アマタケ (大船渡市)

盛岡市立病院 (盛岡市)

二戸市役所 (二戸市)

岩手県警察本部 (盛岡市)

岩手県立江刺病院 (奥州市)

石鳥谷総合支所 (花巻市)

大船渡市役所 (大船渡市)

九戸村役場 (九戸村)

岩手県立一戸病院 (一戸町)

サンエー (奥州市)

アミティ金ケ崎 (金ケ崎町)

八戸赤十字病院 (青森県八戸市)

アイシン東北 (金ケ崎町)

富士大学 (花巻市)

陸上自衛隊 (滝沢市)

なにやーと (二戸市)

岩手県立千厩病院 (一関市)

トヨタ自動車東日本 (金ケ崎町)

野田村役場 (野田村)

岩泉町役場 (岩泉町)

ビッグハウス北上店 (北上市)

ジャパンセミコンダクター (北上市)

ハ. 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	3,003

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
1. 営業店システム関連	2,155
2. A T M関連	137

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんリース・データ株式会社	盛岡市中ノ橋通一丁目5番31号	電算機による処理受託業務、リース業務等	30百万円	100.0%	—
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中央通一丁目2番3号	クレジットカード業務、信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
株式会社いわぎんクレジットサービス	盛岡市中央通一丁目2番3号	クレジットカード業務、信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
いわぎんコンサルティング株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	コンサルティング業務	100百万円	100.0%	—
manordaいわて株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	地域商社業務	70百万円	100.0%	—

- (注) 1. いわぎんビジネスサービス株式会社は2021年3月31日付で解散し、2021年7月19日付で清算を結了しております。
2. いわぎんコンサルティング株式会社は2022年4月1日付で「いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社」に社名変更しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
高 橋 真 裕	取締役会長		
田 口 幸 雄	取締役頭取(代表取締役)		
佐 藤 求	取締役専務執行役員		
佐々木 泰 司	取締役常務執行役員		
石 川 健 正	取締役常務執行役員		
新 里 真 士	取締役常務執行役員		
岩 山 徹	取締役常務執行役員		
高 橋 温	取 締 役(社外取締役)	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役	
宇 部 文 雄	取 締 役(社外取締役)		
宮野谷 篤	取 締 役(社外取締役)	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 ダイビル株式会社 取締役 日本貸金業協会 公益理事	
千 葉 祐 嗣	取締役監査等委員(常勤)		
藤 澤 秀 一	取締役監査等委員(常勤)		
小 原 忍	取締役監査等委員(社外取締役)	株式会社岩手めんこいテレビ 常勤監査役	
菅 原 悦 子	取締役監査等委員(社外取締役)		
渡 辺 正 和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士	

- (注) 1. 取締役監査等委員の千葉祐嗣氏および藤澤秀一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 第139期定時株主総会終結の時をもって、取締役 柿木康孝氏は退任しました。
3. 取締役(社外取締役)高橋温氏、取締役(社外取締役)宇部文雄氏、取締役(社外取締役)宮野谷篤氏、取締役監査等委員(社外取締役)小原忍氏、取締役監査等委員(社外取締役)菅原悦子氏、取締役監査等委員(社外取締役)渡辺正和氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当行は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）について人事担当役員と頭取が役員報酬決定方針の原案を作成し、2021年2月25日開催の定例取締役会において当該決定方針を決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」との経営理念に基づいて役員報酬制度を設計しています。取締役の報酬水準については、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当行と同業種に属する企業の水準を確認したうえで、決定しております。社外取締役と監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については固定報酬・役員賞与および株式報酬型ストックオプションを、監査等委員である取締役および社外取締役には固定報酬のみ支給しています。

固定報酬は、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

役員賞与は、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。株式報酬型ストックオプションは、取締役報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として支給します。

具体的な報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とします。毎年の付与金額は、会長・頭取「上限13,100千円」、代表取締役専務執行役員「上限7,200千円」、取締役専務執行役員「上限6,900千円」、取締役常務執行役員「上限3,400千円」、常勤取締役「上限1,900千円」を上限額とし、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月の取締役会にて発行を決議し、7月の取締役会決議をもって割り当てします。また割当対象者は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、当該新株予約権を行使できるものとします。

当行の役員報酬は、固定報酬、株式報酬型ストックオプションを外部調査機関による役員報酬調査データ等により定め、賞与は当事業年度の決算短信に公表している個別業

績予想の当期純利益および役員の業績貢献度等により決定するため、報酬構成比率（割合）は明確に定めていませんが、目標業績達成時における、固定報酬・役員賞与・株式報酬型ストックオプションの割合は、概ね以下のとおりとなります。

役員区分	固定報酬	役員賞与	株式報酬型 ストックオプション
会長・代表取締役頭取	7割	1割	2割
取締役専務執行役員	7割	1割	2割
取締役常務執行役員	8割	1割	1割

ハ. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的に協議および精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

二. 上記ロ. の方針以外の会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役については、固定報酬のみを支給しております。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

② 報酬等の額の決定内容

イ. 当該定款の定めを設けた日または当該株主総会の決議の日

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において決議しております。

ロ. 当該定めの内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、役員賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で年額80百万円以内の範囲で割り当てることが決議されております。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額60百万円以内と決議しております。

ハ. 当該定めに係る会社役員の数

当該定時株主総会終了時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。また、当該定時株主総会終了時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
監査等委員を除く取締役 (うち社外取締役)	256 (10)	189 (10)	20 (一)	46 (一)	11名 (3名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	46 (10)	46 (10)	— (一)	— (一)	5名 (3名)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 役員賞与は、会社法上の業績連動報酬（施行規則第98条の5第2号）には該当せず、金銭報酬の一部（施行規則第98条の5第1号）として種別しております。また役員賞与の算定の基礎として、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。

3. 非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションを交付しております。

当事業年度に係る当該株式報酬型ストックオプションは、「株式会社岩手銀行 第9回株式報酬型新株予約権」であり、その内容は次のとおりであります。

- ・新株予約権の割当日：2021年7月27日

- ・新株予約権の数：280個

- ・目的となる株式の種類および数：当行普通株式 28,000株

- ・新株予約権の行使期間：2021年7月28日から2051年7月27日まで

- ・権利行使価額（1株当たり）：1円

- ・権利行使についての主な条件：新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 支給人数には、2021年6月23日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

5. 第136期定時株主総会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）

年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）

株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内

監査等委員である取締役

年額60百万円以内

(3) 責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。当該保険契約の被保険者は、取締役および監査等委員会設置会社移行前（監査役会設置会社）における監査役で、既に退任している役員および保険契約の保険期間中に新たに選任される役員、死亡した役員の相続人も対象となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
高 橋 温	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役
宮 野 谷 篤	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 ダイビル株式会社 取締役 日本貸金業協会 公益理事
小 原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 常勤監査役
渡 辺 正 和	弁護士

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
高橋 温	10年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇部 文雄	8年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宮野谷 篤	1年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	金融機関出身者として、金融政策に関する豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
小原 忍	9年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に、および監査等委員会14回のうち13回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
菅原 悦子	3年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	学識経験者としての専門的知識や幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
渡辺 正和	1年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に、および監査等委員会14回のうち13回に出席しております。	弁護士としての幅広い法律知識や識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	21	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 49,450千株
発行済株式の総数 18,497千株
(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 7,164名

(3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,822千株	10.52%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	838	4.84
岩手県企業局	611	3.53
岩手県	576	3.33
明治安田生命保険相互会社	481	2.77
岩手銀行行員持株会	479	2.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	430	2.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	407	2.35
株式会社三菱UFJ銀行	351	2.03
住友生命保険相互会社	300	1.73

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、自己株式1,190千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 宮田世紀 指定有限責任社員 神宮厚彦 指定有限責任社員 成島徹	57	

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、2021年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
4. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査等委員会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査等委員会は、経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

第140期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	701,327	預金	3,165,252
現預金	51,975	当座預金	56,051
預金	649,352	普通預金	2,036,785
コ入金	36,000	貯蓄預金	65,206
有価証券	5,832	定期預金	1,178
国債	10,570	短期預金	962,139
地方債	1,153,075	長期預金	16,359
株式	184,567	他の預金	27,531
債権	325,479	譲渡性預金	287,826
債券	323,275	債権取得引当金	10,054
借入金	40,461	借入金	236,934
借入金	279,291	外国為替預金	236,934
貸付金	1,950,020	外債	47
引当金	1,643	未払金	25
引当金	43,310	未払金	21
引当金	1,731,228	未払金	21,072
引当金	173,838	未払金	540
引当金	3,946	未払金	1,719
引当金	3,946	未払金	626
引当金	40,760	未払金	1
引当金	63	未払金	4,693
引当金	2,911	未払金	87
引当金	6,758	未払金	63
引当金	21	未払金	13,339
引当金	31,006	未払金	20
引当金	15,665	未払金	285
引当金	5,001	未払金	174
引当金	8,318	未払金	3,590
引当金	30	未払金	4,582
引当金	8	未払金	3,729,841
引当金	2,306	純資産の部	
引当金	2,236	資本	12,089
引当金	2,075	剰余金	4,811
引当金	43	利益剰余金	4,811
引当金	117	利益剰余金	157,062
引当金	6,776	利益剰余金	7,278
引当金	4,582	利益剰余金	149,784
引当金	△ 11,845	利益剰余金	903
		利益剰余金	141,080
		利益剰余金	7,800
		利益剰余金	△ 4,354
		利益剰余金	169,609
		利益剰余金	21,711
		利益剰余金	△ 2,505
		利益剰余金	19,206
		利益剰余金	292
		利益剰余金	189,108
資産の部合計	3,918,950	負債及び純資産の部合計	3,918,950

招集ご通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第140期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	39,124	特別利益	84
資金運用収益	27,928	固定資産処分益	4
貸出金利息	17,266	子会社清算益	79
有価証券利息配当金	10,182	特別損失	601
コールローン利息	31	固定資産処分損失	116
預け金利息	428	減損損失	485
その他の受入利息	19	税引前当期純利益	7,607
役員取引等収益	7,660	法人税、住民税及び事業税	2,204
受入為替手数料	2,140	法人税等調整額	467
その他の役員収益	5,520	法人税等合計	2,672
その他業務収益	75	当期純利益	4,934
外国為替売買益	15		
商品有価証券売買益	0		
国債等債券売却益	38		
金融派生商品収益	21		
その他経常収益	3,458		
株式等売却益	3,140		
その他の経常収益	318		
経常費用	30,999		
資金調達費用	776		
預金利息	242		
譲渡性預金利息	3		
コールマネー利息	△5		
債券貸借取引支払利息	16		
借入金利息	0		
金利スワップ支払利息	516		
その他の支払利息	3		
役員取引等費用	3,781		
支払為替手数料	243		
その他の役員費用	3,537		
その他業務費用	1,001		
国債等債券売却損	184		
国債等債券償還損	816		
営業経費	23,537		
その他経常費用	1,902		
貸倒引当金繰入額	865		
貸出金償却	0		
株式等売却損	325		
株式等償却	308		
金銭の信託運用損	131		
債権売却損	206		
その他の経常費用	65		
経常利益	8,124		

第140期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	701,403	預 金	3,161,566
コールローン及び買入手形	36,000	譲 渡 性 預 金	282,526
買入金銭債権	5,832	債券貸借取引受入担保金	10,054
金銭の信託	10,570	借 用 金	236,934
有 価 証 券	1,149,998	外 国 為 替	47
貸 出 金	1,943,177	そ の 他 負 債	26,613
外 国 為 替	3,946	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	56,534	退 職 給 付 に 係 る 負 債	798
有 形 固 定 資 産	15,763	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	20
建 物	5,001	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	285
土 地	8,318	偶 発 損 失 引 当 金	174
リー ス 資 産	30	繰 延 税 金 負 債	3,070
建設仮勘定	8	支 払 承 諾	4,582
その他の有形固定資産	2,403	負 債 の 部 合 計	3,726,695
無 形 固 定 資 産	2,238	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	2,077	資 本 金	12,089
リー ス 資 産	43	資 本 剰 余 金	5,666
その他の無形固定資産	117	利 益 剰 余 金	161,506
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,521	自 己 株 式	△ 4,354
繰 延 税 金 資 産	265	株 主 資 本 合 計	174,908
支 払 承 諾 見 返	4,582	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,100
貸 倒 引 当 金	△ 15,574	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,505
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,231
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	18,363
		新 株 予 約 権	292
		純 資 産 の 部 合 計	193,564
資 産 の 部 合 計	3,920,260	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,920,260

第140期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	44,279	特 別 利 益	4
資 金 運 用 収 益	27,273	固 定 資 産 処 分 益	4
貸 出 金 利 息	17,258	特 別 損 失	761
有 価 証 券 利 息 配 当 金	9,535	固 定 資 産 処 分 損	116
コ ー ル ロ ー ン 利 息	31	減 損 損 失	645
及 び 買 入 手 形 利 息	428	税金等調整前当期純利益	7,011
預 け 金 利 息	19	法人税、住民税及び事業税	2,368
そ の 他 の 受 入 利 息		法 人 税 等 調 整 額	517
役 務 取 引 等 収 益	8,780	法 人 税 等 合 計	2,885
そ の 他 業 務 収 益	4,717	当 期 純 利 益	4,126
そ の 他 経 常 収 益	3,508	親会社株主に帰属する当期純利益	4,126
償 却 債 権 取 立 益	0		
そ の 他 の 経 常 収 益	3,507		
経 常 費 用	36,510		
資 金 調 達 費 用	777		
預 金 利 息	242		
譲 渡 性 預 金 利 息	3		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 5		
及 び 売 渡 手 形 利 息	16		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0		
借 用 金 利 息	520		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,418		
役 務 取 引 等 費 用	5,220		
そ の 他 業 務 費 用	24,852		
営 業 経 費	2,242		
そ の 他 経 常 費 用	1,186		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,055		
そ の 他 の 経 常 費 用			
経 常 利 益	7,768		

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田 世紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神宮 厚彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田 世紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神宮 厚彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第140期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社	岩手銀行	監査等委員会	
	常勤監査等委員	千葉 祐 嗣	㊟
	常勤監査等委員	藤 澤 秀 一	㊟
	監 査 等 委 員	小 原 忍	㊟
	監 査 等 委 員	菅 原 悦 子	㊟
	監 査 等 委 員	渡 辺 正 和	㊟

(注) 監査等委員 小原忍、菅原悦子および渡辺正和は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室

電話 019 (623) 1111 (代表)



当行本店



【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

